

一 般 質 問



上村 忠 議員

問 手入れの届きにくい山林に対策を求める

答 管理の動機付けをねらいとして、森林所有者に意向調査を実施。森林寄付に応じた際には礼儀として、シャクとタマネギセットを送りました。

上村議員

2019年4月より森林管理制度がスタートされました。我が町では、森林環境譲与税を活用して、適切な森林管理がされています。森林所有者と林業経営者の仲立ちを町が担うことで我が町の豊富な森林資源が持続的に活用されていることを期待します。しかし、森林所有者の意識の高低により管理の違いが如実に表れているように感じます。特に町外に住まわれて

いて遺産相続などにより所有者になられた方は、山林の取り扱いに困ることは想像に難くありません。また、少子高齢社会にあつては、増加するものと思います。そこで、町に山林を寄贈できる制度をつくるべきではないかと思えます。具体的には、ふるさと納税を参考に、山林の寄贈に対して面積や価値を勘案して町の特産品をお礼として送る事で、所有者に対しての動機付けになるのではないかと考えます。森林の適切な管理は、温暖化対策、災害対策として重要であります。手入れの届きにくい山林に対して何かしらの方策が必要であると考えます。町長の考えをお聞きます。

町長

一点目、「遺産相続等を含めて管理が出来ない所有者が増えるのでは」という事ですが、森林調査簿による森林所有者は、法人を含め町内・町外1,200名と掌握しています。その内、369名が森林組合加入者であり所在は確認出来ますが、未加入者の831人については相続が行われてい

るのか確認は出来ません。個人財産は個人管理が基本とされており、実態は把握出来ておりません。

二点目「寄贈できる制度をつくる」という事ですが、新たな森林管理制度に基づく対応として、令和元年度から町内所有者の意向調査を開始し、令和4年度からは町外所有者と居住不明者の全対象者291名の調査を計画しました。結果に基づき、寄付の意向や経営、管理などについて相談に応じるという町としての考えがありますので、調査実施により所有する森林の管理に目を向けて頂くことも調査のねらいとしています。

今年度からは、森林環境譲与税を活用した事業に取り組んでおり、当面は、民有林の風倒木整理、国営緊急農地再編整備事業における暗渠資材の確保の取り組み、森林組合が整備する高性能林業機械導入支援に活用します。山林寄贈の制度に関わっては、申し出を頂いたが山林の面積規模や立地条件等を検討し、お断りした事例もありません。また、寄付に応じた事例では、意向確認と寄付に際し

ての条件等を相互確認し、礼儀として、男しゃくとタマネギセットを送らせて頂いたところですが、

従前から、申し出を受けて、条件が整った時は「寄付採納願」という手続きを頂き事務処理しています。「行政的には、寄贈ではなく寄付という扱いになります。積極的に山林を寄付して下さいという事を明文化する事は、申し出をすれば全てを受け入れてくれるという解釈にもなり、町として受け入れの可否の選択肢が狭まれることは望ましくないと考えます。

質問趣旨は、理解出来ませんが、森林経営管理制度に向けた取り組みを目指す考えは一致出来るものと思います。

上村議員

森林管理の効率化を図る上で、町有林の方が望ましい山林もあるのではないかと思います。管理が行き届いていない所有者に関しては、寄付に関する情報提供を積極的に行う必要もあるかと思えます。また、意向調査について、進める上で効率化を考える視点も大切だと考えます。

町長

意向調査の効果が出ており、今後について森林組合、町に相談が3件ありました。

町が森林を受けられるのであれば受けて、管理して、ある程度の条件になったら民有林地の方に譲り管理をして頂く手法が望ましいと考えます。

上村議員

寄付の申し出があつたが、条件が合わない事や町の予算の関係上、断つた事例もあつたかもしれませんが、新たな森林管理制度の趣旨では、ある程度の予算も見えておりますので、今後は、申し出があつたものについて受け入れられる体制作りが必要だと考えます。

町長

町有林の管理・経営計画を考えると、将来性、収支バランス等の条件を鑑み、精査をしていく必要があります。また、山の条件が全て同じでは無いので、条例化する事で、均衡が取れない事もありますので、適宜、精査をして、森林管理に努めて参ります。